



平成 20 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社トーエネック  
 代表者名 取締役社長 野田 泰弘  
 (コード番号 1946 東証・名証第 1 部)  
 問い合わせ先 理事総務部長 富田 敏夫  
 (TEL 052-219-1904)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 16 日開催の当社取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を平成 20 年 6 月 26 日開催予定の当社第 90 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、法令で定める限度の範囲内で取締役会の決議をもってその責任を免除することが可能となるようにするため、また社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、両者との間で責任限定契約を締結することができるようにするため、第 32 条（取締役の責任免除）および第 41 条（監査役の責任免除）の規定を新設するものであります。

なお、第 32 条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

##### 2. 変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現 行	変 更 案
第 4 章 取締役及び取締役会  （新設）	第 4 章 取締役及び取締役会  <u>（取締役の責任免除）</u> <u>第 32 条 本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u>  <u>本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことに</u>

